

第 30 回 農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 7 年 12 月 5 日（金）午後 1 時から
（総会前：農業者年金加入推進研修会）
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事 議案第 1 号 農地審議 農地法第 3 条関係について
（賃貸借権設定）
議案第 2 号 農地審議 農地法第 5 条関係について
議案第 3 号 農地審議 非農地判断について
- 4 報告事項 ①農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
②農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
③農地所有適格法人設立届出書について
④農地法第 5 条の規定による意見回答について
- 5 協議事項 （1）令和 7 年度農業功績者・農業名人認定候補者の
推薦について
（2）その他
- 6 そ の 他 （1）農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について
（2）地域計画検討会議について
（3）その他

7 出席農業委員 (10人)

堀 敬一	倉田明彦	征矢昌博	小林美晴
唐木義秋	原 聡美	太田和也	唐澤 忠
伊藤良夫	唐澤喜廣		

8 欠席委員

城田忠志			
------	--	--	--

9 議事録署名委員

唐澤 忠	伊藤良夫
------	------

10 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	酒井 明	唐澤英樹
------	------	------	------

11 出席事務局職員

事務局長	有賀正浩	事務局次長	清水栄子
事務局	池上裕介		

<p>事務局 事務局長</p>	<p>開会前</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者年金加入推進研修会（午後 1 時から午後 1 時 55 分まで） ・ 農政情報報告
<p>伊藤会長代理</p>	<p>開会</p> <p>現在出席の農業委員数は 11 名中 10 名です。農地利用最適化推進委員の皆さんは全員の出席をいただいております。</p> <p>農業委員の出席人数が過半数に達しておりますので、会議規則第 6 条の規定により、ただ今から第 30 回農業委員会総会を開会致します。</p>
<p>唐澤会長 事務局長</p>	<p>会長挨拶</p> <p>以降、会議規則第 4 条の規定により唐澤会長に議長となつていただき進行願います。</p>
<p>議長</p>	<p>議事録署名委員を指名します。</p> <p>本総会の議事録署名委員は、唐澤忠委員と伊藤良夫委員を指名します。</p>
<p>議長</p>	<p>1 議事</p> <p>議事に移ります。</p> <p>議案第 1 号 農地審議 農地法第 3 条関係について（賃貸借権設定）の審議を行います。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>朗読 上程</p> <p>1 件 3 筆</p>
<p>議長</p>	<p>事務局から説明をいただきましたが、酒井委員より補足がありましたらお願いしたいと思います。</p>
<p>酒井明委員</p>	<p>■■■■の地主さんが■■■■した所を自分では耕作できないため、1 年ごとの更新の賃貸借契約で、■■■■を作る計画です。</p> <p>私のところに来て話をした際に、■■■■を臭くなる前に処分するようお願いし、努力するという言葉も聞けたため、問題ないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>今回の申請は 1 年契約で■■■■を作っていくということですが、ご質問等・ご意見はございますか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(特になし)</p>

議 長	番号7 - 11につきましては、許可と致します。
事 務 局	議案第2号 農地審議 農地法第5条関係について 朗読 上程 2件 3筆
議 長	番号1・2につきまして、小林美晴委員より補足説明をお願いします。
小林美晴委員	申請地は譲渡人の■■■■から■■■■を受けた土地でしたが、もともと遊休農地状態になっていた所です。 譲渡人の■■■■は申請地の隣に■■■■がありますが、■■■■や■■■■が■■■■から離れた所にあるので以前より■■■■近くに■■■■や車を置きたいと考えていたので、■■■■の隣のこの土地を譲り受けて活用するという事で話がまとまったため申請が出ています。 そして、番号2の住宅の方の関係ですが、昔から空地だった所です。 地主は■■■■と■■■■で、お二人とも■■■■のため耕作はできず、申請人の■■■■が家を建てたいということで、この2区画を手前から道路側に砂利を引き、その奥に自宅とガレージ、一番奥に家庭菜園をしたいということで、申請が出ています。よろしくをお願いします。
議 長	番号1について補足説明いただきましたが、ご質問・ご意見ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	質問等なければ、番号1について許可するという形でご異議ございませんか。
委員一同	(異議なし)
議 長	番号1につきましては、許可と致します。 番号2は3種農地ですが、ご意見・ご質問はございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	質問等なければ、番号2について許可するという形でご異議ございませんか。
委員一同	(異議なし)

	見・ご質問はございますか。
委員一同	(特になし)
議長	質問等なければ農地として判断致します。続きまして、番号7-2について、小林美晴委員より補足説明ございましたらお願いします。
小林美晴委員	見てのとおりですが、私もここにあったことは全く知りませんでした。宅地にしてはと考えてもみましたが、西側に道路がありますが崖の下で宅地にもならないような状態で、これはもうどうしようもないということで、非農地にさせていただきます。
議長	農地の農業上の利用を図ることが見込まれないという判断のようでございますが、ご意見・ご質問ございますか。
委員一同	(特になし)
議長	質問等なければ、非農地と判断するという形でご異議ございませんか。
委員一同	(異議なし)
議長	番号7-3の判断につきましては、非農地と致します。続きまして、番号7-3・7-4について太田委員より補足説明をお願いします。
太田和也委員	資料は14・15ページの写真をご覧ください。 ■■■■■の農地ですが、元々はここに、■■■■■の住宅が一緒にありました。 その横が農地になっていましたが、住宅は■■■■■他の場所へ移転し、この農地が残っていたようです。 転居後も多少は作っていたようですが、その後全く行き来がなくなってしまい現在は竹林と木が続々と生えているという状況です。 それから、■■■■■は、資料の写真を見ていただくと太い木があり、その木は樹齢30年以上とされ、私は神子柴地区が地元ではありますが、私の知る限りはこの森のような状態しか見たことがないです。 出入口も真っ暗で木が鬱蒼としており、人が入っていけるような状況ではなく、数十年放置されている土地ということで、農地から非農地へ移行していただきたいです。

議 長	番号7-3から7-4の3筆について何かご意見・ご質問ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	質問等なければ、非農地とすることでご異議ございませんか。
委員一同	(異議なし)
議 長	では、非農地と判断致します。 そしてお願いで、それぞれ月10日は農地の見回りをされていると思いますが、非農地にならないためにも、自分の地区で回っていて気が付いた土地がありましたら、事前に事務局へご一報入れていただければと思います。
議 長	続きまして報告事項に入ります。
事務局	2 報告事項 ①農地法第3条3の規定による届出について報告 4件 7筆
議 長	ありがとうございました。 番号7-13については■■■■の方ですよね。農業の意思は手続きした時に確認しましたか。
事務局	申出書の提出のみです。
議 長	申出書などは郵送か何かで来るんですか。
事務局	司法書士が提出する場合があります。
議 長	これお願いなんだけどね。 村内の人であればいいんですが、相続の場合は北海道や沖縄県などどこに住んでいる方でも良く、制限がないんですよ。 遠方にお住まいの方は、特に相続した農地は今後どうするのかというのをやはり確認しておいてもらった方がいいのではないのかなと思います。
唐木義秋委員	同じような質問ですが、7-14の申請地はかなり広い面積ですが、相続人である■■■■は農業はできる方ですか。 相続しても作らなければ、何年か経ってまた売らなきゃいけないという事例もあるので。

事務局	7 - 14 の土地ですが、賃貸借権が設定されております。
議長	報告事項①について他にご質問ございますか。
委員一同	(特になし)
議長	質問等なければ、受理するという形でご異議ございませんか。
委員一同	(異議なし)
議長	では、報告事項①につきましては、受理と致します。
事務局	②報告事項 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について報告 7 件 8 筆
議長	報告事項②農地法第 18 条の規定による合意解約通知につきまして事務局 よりご説明いただきましたが、ご質問ございますか。
委員一同	(特になし)
議長	質問等なければ、受理するという形でご異議ございませんか。
委員一同	(異議なし)
議長	報告事項②につきまして受理と致します。
事務局	報告事項③農地所有適格法人設立届出書について報告 資料は 18 ページからとなり、 XXXXXXXXXX から農地所有適 格法人設立届出書が提出されましたのでご報告申し上げます。 以前の XXXXXXXXXX から名称変更し、新たに法人化し、農業経営を 拡大するため、農地を取得をしていきたいということで届出が出ておりま す。 詳しい内容については資料を載せておりますので、ご確認ください。
議長	農地所有適格法人設立届出書について説明がありましたが、ご質問ござい ますか。 適格法人設立の届出をしておく、農地の所有が法人として可能になりま すということですか。 何かご質問ありますか。

唐木義秋委員	今、説明がありましたが、この量の資料をこの場で見て問題ないかどうか判断するのは厳しいところがあるため、できれば、議案書や総会資料と一緒に入れてもらえればありがたいと思います。
事務局	時々このような届出が来ますが、判断の要件については、皆さんにしっかり目を通していただければと思いますので、唐木委員の意見に対して対応していきたいと思います。
議長	今、唐木委員から要望がございましたように、今後は事務局が総会前に資料を送付するということです。 そしてこの事案は、■■■■がやっていますが、■■■■としては、当初は農地の所有までは考えていなかったようですが今後は農地を所有していくようにしたいという届けです。 内容的にはいいのではないのかと思います。 報告事項③について他にご意見等ございますか。
委員一同	(特になし)
議長	質問等なければ、受理するという形でご異議ございませんか。
委員一同	(異議なし)
議長	農地所有適格法人設立届出書につきましては、受理と致します。 続きまして、報告事項④農地法第5条の規定による意見回答についてお願いします。
事務局	報告事項④ 農地法第5条の規定による意見回答について資料は29ページとなります。 先月の5条の審議で、■■■■の■■■■の転用について農業委員会の審議では許可をいただいたのですが、面積が3,000平方メートルを超えているため、長野県農業会議ネットワーク機構の意見聴取が必要ということで、11月の地区常設審議委員会に出席し、意見を聞いてきました。 機構から許可相当ということでご意見をいただきましたので、ご報告します。
議長	報告事項④につきまして何か質問等ございますか。
委員一同	(特になし)

議 長	<p>続きまして、協議事項に入ります。</p>
事 務 局	<p>3 協議事項</p> <p>(1) 令和7年度農業功績者・農業名人認定候補者の推薦について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度の農業功績者と農業名人の候補者推薦について協議を依頼。 ・協議の結果、農業功績者候補者に大芝区の■■■■の■■■■、農業名人認定候補者は田畑区の■■■■に決定。 <p>(2) その他</p> <p>(特になし)</p>
事 務 局	<p>4 その他</p> <p>(1) 農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について</p> <p>資料は38ページとなります。</p> <p>来年7月の改選に向けて、各区からの推薦依頼について区長会に提出した資料となります。</p> <p>まず、令和8年からの新体制について説明申し上げます。</p> <p>現在中立委員を含む農業委員の定数が11人ですが、農業者ではない中立委員が担当地区を受け持ち、現場活動などもしなければならないということで中立委員の負担とさらに、同地区の委員の負担が大きいため、中立委員は公平な立場で全地区全体を見る委員とし、その代わりに中込を除いた11地区に各1人ずつ農業委員を配置するという一方で、農業委員の定数を現在の11人から12人とする議案を議会に提出したところです。</p> <p>区長会には中込を除く11地区から農業委員を1人ずつ、そして、農地面積の多い田畑・神子柴・大泉・南原地区で農地利用最適化推進委員を1人ずつ出していただく予定であることを説明しました。</p> <p>これから、団体推薦や一般公募の案内をしていくところですが、来年1月の初めに、中立委員と農業団体からの推薦と公募の受付を始めていきたいと思っております。</p> <p>そしてその結果を受け、各区からの推薦受付を2月末から3月の下旬にかけて、行っていく形で動いています。</p> <p>区長会の説明後、区長さんからは誰を推薦していいのかわからないといったご意見もいただきました。</p> <p>ということなので、もし地元区長さんから相談があった時には、ぜひアドバイスをお願いします。</p> <p>補足があれば局長よりお願いします。</p> <p>今、区長会で出た資料で説明させていただき、冒頭の挨拶で触れませんが</p>
事務局長	

	<p>したが議会の初日に承認が必要ですので、現在は農業委員が11人で農地利用最適化推進委員が4人で合計15人ですが、農業委員を12人にするという案を提示させていただき、最終日は2週間後の金曜日ですが、そこでおそらく承認を得られるとっておりますので、それから公募等々を始めていくという計画となっております。</p> <p>次長から話がありましたが、中立委員は利害関係ない農業者ではない者で、担当地区を持つのは非常に負担であるため、全体を見てもらうことになり、そうすると11地区ありますので、11人の農業委員さんが必要だということを説明させていただきまして、中立委員が1人、地区の農業委員11人の合計12人ということで提案理由を説明しております。</p> <p>あとは、次長が先ほど説明したとおりですが、1月になりましたら村報で一般公募をかけます。</p> <p>それと同時に、中立委員、農業関係団体からの推薦依頼をかけまして、その結果を見てから、2月27日の区長会で正式に地区へ依頼をかけるという形になりますのでよろしく願いいたします。</p> <p>事務局といたしましては、現在1期目の委員さんはぜひ続けて欲しいという願いはありますが、そこもいろんな事情があるかと思っておりますので、地区と相談しながら、スムーズな推薦に繋がるようなご協力をお願いしたいと思っております。以上です。</p>
議 長	<p>改選につきまして事務局なり、局長から補足説明をいただきましたが、何かご質問ございますか。</p> <p>原委員どうぞ。</p>
原聡美委員	<p>中立な立場ということで田畑から今、私が出ているわけですが、今後は地区関係なく推薦される場合があるということですね。</p> <p>という点が一つと、中立委員は全体を見るという形の表現でしたが、具体的な中立な立場の委員という役割は主にどういうことをすればいいのかを確認したいです。</p>
事務局長	<p>最初の質問の方ですが、元々地区にお願いして中立委員を出してくださいとお願いはしていませんので南箕輪村の場合、商工会に農業者ではない者を1名推薦してくださいということで依頼してます。今度は地区担当というのは持たないため田畑区として出ているという表現ではなく、村全体を見る農業委員という形になります。</p> <p>その役割については、また次長から話をしたいと思っておりますが、増えることはなく、逆に減るとは思っております。</p>
事 務 局	<p>中立委員は、農業者でない中立な立場で農業委員会の審議や農地の見回り</p>

議 長	<p>活動をしてもらっています。</p> <p>遊休農地の解消、農地相談、新規参入の相談については農業者ではないと難しいと思います。</p> <p>したがって担当地区を持たずに全体を見ていただきますので、全体で行う会議などは出席していただき、個別の農業者の対応はあくす方向で考えています。</p> <p>私は少し違う意見で、先ほどの事務局の話は正式な話だと思うんですが、そうなるものすごく中立委員は疎外感を味わうのではないかと思うので、私の意見としては、中立な立場になっても例えば、原委員が再度中立委員になったとしたら、もちろん審議に出てもらうし、田畑地区の委員と同じ行動を取れば良いと思っています。</p> <p>本来は現場活動をしないでいいかもしれませんが、私はそれはものすごく疎外感を味わうと思います。</p> <p>田畑地区にあと2人農業委員がいて、その2人で現場の話をして中立委員は関係ないというのではなく、中立委員であっても、その地区の人と同じ行動を一緒にしてもいいのではないのかなと思っています。</p> <p>これは新年度の中で検討していただければ良いと思いますが、同じ仲間としてやっていくというところで私は置きたいなと思っています。</p> <p>他にご意見ございませんか。小林委員どうぞ。</p>
小林美晴委員	<p>一般公募で、北殿から応募が来たとしますよね。</p> <p>そしたらもうその方にやってもらうということですか。</p>
事務局長	<p>一般公募は農業者であるかなど条件がありますので、その辺を見て選考委員会にかけ、もし北殿で1人来たら、北殿の区長さんには推薦をしない可能性があります。</p> <p>というような形で考えていますのでお願いします。</p>
議 長	<p>他にご質問等ございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
農政係長	<p>(2) 地域計画検討会議について</p> <p>資料は42ページになります。</p> <p>令和7年度の地域計画検討懇談会についてということで11月28日(金)は大変お世話になりました。</p> <p>特に農業委員さんと最適化推進委員さんの皆さんには目標地図の作成というところで大変お世話になりました。</p>

	<p>資料に当日の様子等お写真載せてございます。</p> <p>当日は38名が参加し、地域計画推進委員も含めて対応いたしました。</p> <p>これから事務局で当日話し合った地図をまとめていきますが、当日お気づきになった点がありましたら、お出しただいて来年度に繋げていきたいと思ひますし、地域計画推進委員会も2月・3月と行ひますので、そちらの方でもまとめの方を行ひていますが、農業委員会の皆さんでお気づきの点があれば出していただきたく思ひていますのでお願ひします。</p>
議長	<p>ただいま鈴木係長の方から28日に開催された地域計画検討懇談会の内容についてご報告をいただきましたが、何かご質問ござひますか。</p> <p>参加して見て、思ひたことがあればお願ひしたいと思ひます。</p> <p>征矢委員どうぞ。</p>
征矢昌博委員	<p>今回の懇談会は、結構狙ったとおりのことがある程度でき、特に大泉地区はうまくいってたようなところもあったんですが、事前に調べていただいた地図のことです。</p> <p>塩ノ井の中で、農地を拡大したいという方はあまりおらず、いても1人くらいで、認定農業者といひても施設で栽培を実施しているとかで、野菜作りの方はあまり面積を増やそうとしないんです。</p> <p>なので地図に書く時に、あまりにも最初アンケートで出した地図が小さすぎて、どこを示したらいいかわからないような地図になっており、せめて回覧で回ってくる通行止めの案内図のように田んぼ1枚1枚が見える程度の地図にして欲しかったというところがありましたので、それだけ報告させていただきますたいと思ひます。</p>
農政係長	<p>ありがとうございました。実は当日参加者から、事前に図面のアンケートを出したけど、今回用意した図面にはそれが何も反映されていないじゃないかというご意見もいただきましたので、その点も含めて今のご意見も併せまた活かしていきたいと思ひます。すみませんでした。</p>
議長	<p>他にご意見ござひますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p> <p>(3) その他</p> <p>(特になし)</p>
議長	<p>以上をもちまして、議長の職を解かさせていただきます。</p>

伊藤会長代理

閉会

以上をもちまして第30回南箕輪村農業委員会総会を閉会します。

(午後 4時終了)

以上、第30回農業委員会総会 議事録に相違ない事を証明します。

令和 7年 12月 25日

議

長

唐澤 真彦

議事録署名委員

伊藤 良夫

議事録署名委員

唐澤 忠